

平成29年2月23日
福祉部長決定

加古川市生活困窮者こどもの学習・生活支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、親から子への貧困の連鎖を防止し、こどもが将来への希望を持って就学・就労できるよう支援するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第2項第2号で規定された事業の実施について、加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱及び加古川市生活困窮者自立支援事業実施要領で定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮世帯とは、法第3条第1項に規定する生活困窮者の属する世帯及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯をいう。
- (2) 小学生とは、学校教育法における小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小等部の児童をいう。
- (3) 中学生とは、学校教育法における中学校、義務教育学校の後期課程、中高一貫校前期課程及び特別支援学校中等部の生徒をいう。
- (4) 高校生とは、学校教育法における高等学校、高等専門学校、中高一貫校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。
- (5) 関係機関とは、学校園、教育委員会、子育てに関する担当部署及びその他市長が学習支援に必要と認める機関をいう。

(支援対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、市内に居住する生活困窮世帯に属する者であって、次の各号のいずれかに該当するこども及びその保護者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 小学生又は中学生
- (2) 高校生
- (3) その他市長が学習・生活支援を必要と認める者

(支援内容)

第4条 本事業の支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象者世帯への訪問
- (2) 学習・進路等の相談・助言

- (3) 生活・養育等の相談・助言
- (4) その他市長が必要と認める業務
(利用申込み)

第5条 事業の利用を希望する対象者は、市長に学習・生活支援事業利用申込書兼同意書（様式第1号）により申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みにかかる対象者の世帯状況の確認を行い、当該対象者の事業の利用の適否を決定し、その結果を学習・生活支援事業利用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知する。

(事業の実施方法)

第6条 本事業は、次の各号に掲げる取組等を実施する。

- (1) アセスメント 前条第2項の規定による決定を受けた者（以下「利用者」という。）が抱える課題の分析・把握を行ったうえで、支援の方向性を検討する。
- (2) 支援計画 支援目標及び支援内容を設定し、その支援計画を利用者に提示し、その同意を得るものとする。
- (3) 支援の提供 支援計画に基づき、関係機関と連携し、利用者の支援及び状況把握に努める。また、その経過を記録する。
- (4) 支援の評価 定期的に支援の評価を行い、必要に応じて支援計画の見直しを行う。

- 2 利用者のうち生活保護法に規定する被保護者については、前項の規定によらず第4条の支援を提供できるものとする。

- 3 利用者が来所による相談が困難な場合は、自立相談支援機関又は関係機関の職員とともに訪問し、相談支援を行う。

(年度切替)

第7条 年度の切り替わりにあたり、新年度においても本事業の対象となる利用者については、利用辞退の申し出がない限り利用を継続するものとし、第5条に規定する申込みは求めない。

(支援の終了)

第8条 本事業の利用者が次の各号に該当することとなった場合は、支援を終了する。

- (1) 第3条に規定する対象者ではなくなった場合
- (2) 生活保護法に規定する被保護者ではなくなった場合
- 2 前項第2号の規定により支援を終了する者で支援の継続を希望する場合は、新たな申込みを行わず、本事業を利用できるものとする。
- 3 第1項の規定により支援を終了した者が、再び本事業の対象となった場合は再利用を妨げない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別途、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。